

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
県内の指定障害児通所支援事業所におかれましては、下記のとおり御対応いただくとともに、引き続き適切な事業所運営を行って頂きますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスに関連した理由から定員を超える児童を受け入れる場合については、定員超過減算を適用しない取扱いとされていますので、御注意ください。

記

1. 別紙1より、会計検査院検査による指定障害児通所支援事業所での定員超過利用減算に係る指摘事項を、別紙2より、定員超過利用減算の要件等について、再度御確認ください。
2. 別紙「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」へ、事業所ごとの延べ利用者数、利用定員及び開所日数を記載し、利用者の受入れ状況を御確認ください。  
※記載方法については、同ファイル内の「記載例・表示内容の説明」を参照ください。
3. 2.において、定員超過が確認された又は見込まれる場合は、速やかに県障害福祉課まで御連絡いただき、必要に応じて、変更申請による定員の増員等を御検討ください。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		